



社会福祉法人 宇治明星園

白川明星園

ご利用料金一覧

▽ ショートステイのご利用料金は、

介護保険（介護予防）一割負担分 + 食費・滞在費・その他の費用（介護保険対象外サービス分）

となります。

※令和6年8月時点の目安金額です

□ **利用料金（介護保険一割負担分）**

介護度	一割負担額（1日あたりの目安）	介護度	一割負担額（1日あたりの目安）
要支援1	573円	要介護度1	755円
要支援2	701円	要介護度2	836円
		要介護度3	921円
		要介護度4	1,004円
		要介護度5	1,085円

* 1単位あたり10.33円で換算しています
 * サービス提供体制強化加算Ⅱ、看護体制加算ⅠⅡ、夜勤職員配置加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算Ⅰを取得しています。
 * 対象者のみ若年性認知症利用者受入加算、療養食加算等が加算されます。
 * 要支援1・要支援2については、介護予防ショートステイとなります。

平成30年8月からは法令で定める一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割（標記のおおむね2倍となります）、3割（標記のおおむね3倍となります）負担となります。

□ **利用料金（介護保険対象外サービス分）**

食事代（食材料費及び調理費相当）	
①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等（利用者負担第一段階の場合）	日額 300円
②課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等（利用者負担額第二段階の場合）	日額 600円
③課税年金収入が80万円超120万円未満の方等（利用者負担額第三段階（1）の場合）	日額 1,000円
④課税年金収入が120万円超の方（利用者負担額第三段階（2）の場合）	日額 1,300円
⑤上記以外の方（通常・減額なしの場合）	朝食 392円 昼食 700円 夕食 453円 合計日額 1,545円
* ①から③に該当する方は、当該事業所に対し事前に介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。また、一日のうち朝昼夕の三食をご利用なられていない場合であって、朝昼夕それぞれの食事代の合計額が①～③の日額を下回る場合は、低い方が、その日の食事代となります。	
滞在費（水光熱費相当分）	
多床室	日額 915円
従来型個室	日額 1,231円
* 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、そこに記載されている額が1日あたりの居住費になります （例）課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等（利用者負担額第二段階の場合）多床室 日額 430円	

その他の費用（一例）	
電気代	1製品につき 1日50円（テレビなどを持ちこまれ居室で使用された場合）
行事にかかる費用	全額実費（参加の意思をご確認のうえ、対応させていただきます。）
理髪代	カット2,300円など（訪問業者による専門サービス）